

京都市消防局訓令乙第14号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条～第22条」を「第17条～第21条」に、「第23条・第24条」を「第22条・第23条」に、「第25条～第27条」を「第24条～第26条」に、「第28条」を「第27条」に、「第29条・第30条」を「第28条・第29条」に改める。

第4条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項としての次の2項を加える。

局警防本部に次の各号に掲げる班の区分に応じ、当該各号に掲げる任務別の担当を置く。

- (1) 通信指令班 指令担当、作戦担当及び災害情報処理担当
- (2) 消防救助班 航空担当

2 前項の任務別の担当に、それぞれ担当班長を置く。

第5条第2項の表平常警防態勢から第1号警防態勢への変更の項中「指令班長」を「通信指令班長（第15条第1項の規定により代行する者を含む。）」に改め、同条第3項中「次条」の右に「第1項」を加え、「第27条」を「第26条第2項から第4項まで」に改める。

第7条中「職員」を「消防職員（以下「職員」という。）」に改める。

第12条の表司令部の項中「統制長」を「通信指令班長」に改め、同表救急部の項を削り、同表管理部の項中「広報庶務班長」を「総務班長」に改め、同表調査部の項中「調査部」を「予防調査部」に、「調査班長」を「予防調査班長」に改め、同表支援部の項中「支援班長」を「後方支援班長」に改める。

第13条を次のように改める。

(班長及び担当班長)

第13条 局警防本部の班長は、次の表の左欄に掲げる班の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

班の区分	班長となる者
通信指令班	警防部情報指令課長（以下「情報指令課長」という。）
消防救助班	警防部消防救助課長（以下「消防救助課長」という。）
救急班	警防部救急課長
調整班	警防部警防計画課長
消防団班	総務部消防団課長
総務班	総務部総務課長
人事班	総務部人事課長
補給保全班	総務部施設課長
支援情報処理班	予防部指導課長
予防調査班	予防部予防課長
危険物保安班	予防部指導課長（支援情報処理班長兼務）
市民班	予防部市民安全課長
災害支援班	消防学校支援課長（以下「支援課長」という。）
活動支援班	消防学校技術指導課長
後方支援班	消防学校教育管理課長
市災害対策本部班	予防部市民安全課長（市民班長兼務）

2 第4条第2項に規定する担当班長は、次の表の中欄に掲げる担当の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

班の区分	担当	担当班長となる者
通信指令班	指令担当	当務の消防指令センター長
	作戦担当	当務以外の消防指令センター長
	災害情報処理担当	
消防救助班	航空担当	警防部消防救助課消防航空隊長

第14条を削る。

第15条の見出し中「指令センター長等」を「消防指令センター長等」に改め、同条中「指令課長」を「情報指令課長」に、「各部」を「部」に、「指令センター長、副指令センター長及び指令センター員」を「消防指令センター長、副消防指令センター長及び消防指令センター員」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「指令班長」を「通信指令班長」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、毎日勤務の職員の勤務時間外及び休日並びに通信指令班長に事故があるときは、通信指令班指令担当班長が当該任務を代行する。

第16条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条の表調査班の項中「調査班」を「予防調査班」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

第21条中「消防職員」を「職員」に改め、「（以下「職員」という。）」を削り、同条を第20条とする。

第22条を第21条とする。

第23条の見出し及び同条中「本部の」の右に「班の」を加え、同条を第22条とする。

第24条第1項中「（局警防本部及び署警防本部をいう。以下同じ。）」を削り、「前条に規定する」を「前条の」に、「による班長及び班員をもって」を「により」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定による」を「前項の規定にかかわらず、」に改め、「警防本部の班のうち、作戦班及び災害情報処理班の班長は、統制長」を「通信指令班作戦担当班長及び通信指令班災害情報処理担当班長は、通信指令班長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第23条とする。

第25条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「各部」を「部」に改め、同条第2号中「指令課長及び装備課長」を「情報指令課長及び支援課長」に、「各部」を「部」に改め、同条第3号中「各部」を「部」に改め、同条を第24条とする。

第26条を第25条とする。

第27条第3項本文中「消防本部」を「局警防本部」に改め、同項ただし書中「局本部長」の右に「（消防吏員に限る。）」を加え、同条第4項本文中「消防署」を「署警防本部」に改め、同条を第26条とする。

第28条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

1 平常警防態勢

局 警 防 本 部	班	通 信 指 令 班	指令担当
			作戦担当
			災害情報処理担当
部 隊		活動組織規程別表第3のとおり。ただし、必要に応じ、特設隊を編成する。	
署 警 防 本 部	班	警防班	
	部 隊		活動組織規程別表第3のとおり。ただし、必要に応じ、特設隊を編成する。

局 警 防 本 部	部 及 び 班	令	通 信 指 令 班	作戦担当		
				災害情報処理担当		
		部	消 防 救 助 班	航空担当		
			救急班			
		長	調整班			
			管	消防団班		
		理	総務班			
			部	人事班		
		長	補給保全班			
			予 防 調 査 部 長	支援情報処理班		
		予防調査班				
		危険物保安班				
		市民班				
		支 援 部 長	災害支援班			
			活動支援班			
			後方支援班			
				市災害対策本部班		
		部 隊	活動組織規程別表第3の部隊に、特別装備隊（京都市消防活動総合センターに配置する部隊）1隊を増強する。			
		署 警 防 本 部	署 本 部 長	署 副 本 部 長	班	警防班
					支援班	
予防調査班						
区災害対策本部班						
部 隊	活動組織規程別表第3の部隊に、おおむね消防隊21隊、救助隊1隊、救急隊12隊及び支援隊12隊以内を増強する。					

備考1 消防司令長以上の消防吏員の全員を召集する。

2 消防司令長以上の消防吏員を除く職員のうち、局警防本部についてはおおむね2分の1、署警防本部についてはおおむね3分の1を召集する。

4 第3号警防態勢

局 警 防 本 部	局 本 部 長	局 副 本 部 長	司 令 部 長	通 信 指 令 班	指令担当
					作戦担当
					災害情報処理担当
				消 防 救 助 班	航空担当
				救急班	
				調整班	
			管 理 部 長	消防団班	
				総務班	
				人事班	
				補給保全班	
			予 防 調 査 部 長	支援情報処理班	
				予防調査班	
				危険物保安班	
				市民班	
			支 援 部 長	災害支援班	
活動支援班					
後方支援班					
	市災害対策本部班				
部 隊	活動組織規程別表第3の部隊に、本部指揮救助隊（指揮を担当する隊）1隊、本部指揮救助隊（救助を担当する隊）2隊、特別装備隊（京都市消防活動総合センターに配置する部隊）2隊以内を増強する。				
署 警 防 本 部	署 本 部 長	署 副 本 部 長	班	警防班	
				支援班	
				予防調査班	
				区災害対策本部班	
	部 隊	活動組織規程別表第3の部隊に、おおむね署指揮隊12隊、消防隊48隊、救助隊1隊、救急隊12隊及び支援隊94隊以内を増強する。			

備考1 非常勤嘱託員以外の職員の全員を召集する。

2 必要があると認める非常勤嘱託員を召集する。

別表第2（第11条関係）

部等の区分		主 な 任 務
司令部	通信指令班	(1) 通信機器（無線機を含む。）の提供に関する事 (2) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握及び保全整備に関する事 (3) 班の担当任務の統括に関する事
	指令担当	(1) 火災報知専用電話等による受付に関する事 (2) 部隊の出動等指令及び災害現場活動体制の確保に関する事 (3) 通信の運用及び統制に関する事 (4) 部隊に対する必要情報の連絡に関する事 (5) 命令等の伝達に関する事
	作戦担当	(1) 部隊運用に関する事 (2) 局本部長等への連絡に関する事 (3) 警防態勢の変更に関する事 (4) 非常召集に関する事 (5) 消防応援の要請に関する事
	災害情報処理担当	(1) 災害情報の集約及び必要情報の提供準備等に関する事 (2) 高所カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等映像情報関係システムの運用及び画像等の分析に関する事 (3) 関係機関等との情報連絡に関する事 (4) 国及び京都府への速報に関する事 (5) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害警戒本部の事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 各局への情報伝達 イ 被害情報の収集及び京都府への報告 ウ 報道機関等に対する対応 エ 行財政局防災危機管理室職員に対する連絡
	消防救助班	(1) 災害防衛対策に関する事 (2) 消防機械及び消防器材（救急器材を除く。）に係る調整に関する事 (3) 救助活動等に係る関係機関等との連携に関する事 (4) 緊急消防援助隊その他の応援部隊（以下「応援部隊」という。）との連絡及び調整に関する事（救急活動に関する事を除く。） (5) 班の担当任務の統括に関する事
	航空担当	(1) 航空機の運航計画に関する事 (2) 航空機の活動に関する事 (3) 航空機の整備に関する事 (4) 応援部隊（航空部隊に限る。）の受入れ及び運用調整に関する事 (5) 臨時離着陸場等の確保に関する事

	救 急 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急対策に関すること。 (2) 救急器材に係る調整に関すること。 (3) 保健福祉局及び医療機関との連携に関すること。 (4) 応急救護に関すること。 (5) 応援部隊との連絡及び調整に関すること（救急活動に関することに限る。）。
	調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害活動組織の編成、運用（部隊を除く。）及び連絡に係る調整に関すること。 (2) 消防応援及び受援の統括に関すること。 (3) 関係機関との調整に関すること。
管理部	消 防 団 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防団員（以下「団員」という。）の応召状況の把握に関すること。 (2) 団員の安全衛生に関すること。 (3) 団員の活動状況の把握に関すること。 (4) 被災団員の把握及び救援に関すること。
	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策会議に関すること。 (2) 報道機関の対応に関すること。 (3) 消防広報に関すること。 (4) 渉外に関すること。 (5) 財政措置に関すること。 (6) 局本部長の特命事務に関すること。
	人 事 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の労務管理に関すること。 (2) 職員の安全衛生に関すること。 (3) 職員の応召状況の把握に関すること。 (4) 被災職員の把握及び救援に関すること。 (5) 京都市消防支援ボランティアに関すること。
	補 給 保 全 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防機械、消防器材、燃料、食糧等の調達及び補給に関すること。 (2) 庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 (3) 緊急通行車両の確認に関すること。
	支 援 情 報 処 理 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害活動組織の運用を支援するための情報の整理及び提供準備等に関すること。
調査部	予 防 調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所、文化財建造物等の被害情報等の収集に関すること。 (2) 火災予防対策に関すること。 (3) 火災調査及び物件の鑑識に関すること。 (4) り災証明に関すること。
	危 険 物 保 安 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物及び火薬類が関係する災害現場活動に係る助言に関すること。 (2) 危険物及び火薬類の安全措置に係る指導に関すること。 (3) 危険物及び火薬類施設の被害状況の収集及び指導に関すること。
	市 民 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動に関すること。 (2) 市民及び市内滞在者の避難情報等の収集に関すること。

	災害支援班	(1) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器具の整備に関する こと。 (2) 管理車両の提供に関すること。 (3) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器材の輸送に関する こと。
支援部	活動支援班	(1) 人員，器材，活動支援物資等の輸送に関すること（災害 支援班が行う消防機械（航空機を除く。）及び消防器材の輸 送を除く。）。 (2) 応援部隊（航空部隊を除く。）の受入れ，運用調整に関す ること。
	後方支援班	(1) 各部に対する支援活動に関すること。 (2) 応援部隊（航空部隊を除く。）の後方支援に関すること。
市災害対策本部班		(1) 市災害対策本部との連絡及び調整に関すること。 (2) 情報連絡員（リエゾン）及び本部事務局員の派遣に関す ること。

備考 司令部長(第1号警防態勢に限る。)又は局本部長は、必要があると認める場合は、各班に左欄に掲げる区分に応じた右欄に掲げる任務以外の任務を臨時的に行わせることができる。

別表第3（第17条関係）

班の区分	主な任務
警防班	(1) 災害防御対策に関すること。 (2) 救急対策に関すること。 (3) 救助活動等に係る関係機関等との連携に関すること。 (4) 災害情報等の収集及び連絡に関すること。 (5) 非常召集に関すること。 (6) 特設隊の編成に関すること。 (7) 消防機械（航空機を除く。以下同じ。）及び消防器材に関する こと。 (8) 関係機関，医療機関等との連携に関すること。 (9) 応急救護に関すること。
支援班	(1) 消防機械，消防器材，燃料，食糧等の補給に関すること。 (2) 庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 (3) 消防機械及び消防器具の整備に関すること。 (4) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握及び保 全整備に関すること。 (5) 緊急通行車両の確認に関すること。 (6) 報道機関の対応に関すること。 (7) 消防広報に関すること。 (8) 職員の労務管理に関すること。 (9) 職員の安全衛生に関すること。 (10) 職員の応召状況の把握に関すること。 (11) 被災職員の把握及び救援に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 京都市消防支援ボランティアに関する事。 (13) 応援部隊の対応に関する事。 (14) 消防団に関する事。 (15) 署本部長の特命事項に関する事。
予 防 調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所、文化財建造物等の被害情報等の収集に関する事。 (2) 火災予防対策に関する事。 (3) 危険物及び火薬類が関係する災害現場活動に係る助言に関する事。 (4) 危険物及び火薬類の安全措置に係る指導に関する事。 (5) 危険物及び火薬類施設の被害状況の収集及び指導に関する事。 (6) 自主防災組織の活動に関する事。 (7) 市民及び市内滞在者の避難情報等の収集に関する事。
区 災 害 対 策 本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区災害対策本部との連絡及び調整に関する事。 (2) 情報連絡員（リエゾン）の派遣に関する事。

備考 署本部長は、必要があると認める場合は、各班に左欄に掲げる区分に応じた右欄に掲げる任務以外の任務を臨時的に行わせることができる。

別表第4 (第25条関係)

警防態勢の区分		第1号警防態勢						第2号警防態勢						第3号警防態勢						
部隊の種類		指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	支援隊	計	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	支援隊	計	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	支援隊	計	
警防本部	局警防本部	1					1	1		1			2	3		2			5	
	署	北		1		1	1	3		2		1	2	5	1	2		1	8	12
		上京		1	1	1	1	4		2	1	1	2	6	1	3	1	1	6	12
		左京		3		1	1	5		4		1	2	7	1	5		1	12	19
		中京		1		1	1	3		2		1	2	5	1	3		1	10	15
		東山		1		1	1	3		2		1	2	5	1	3		1	5	10
		山科		2		1	1	4		2		1	2	5	1	3		1	7	12
		下京		2		1	1	4		3		1	2	6	1	5		1	7	14
	警防本部	南		2		1	1	4		4		1	2	7	1	6		1	7	15
		右京		2		1	1	4		3		1	2	6	1	4		1	11	17
		西京		2		1	1	4		3		1	2	6	1	3		1	8	13
		伏見		3		1	1	5		7		1	2	10	1	7		1	11	20
		醍醐		1		1	1	3		2		1	2	5	1	3		1	2	7
	別部	計		21	1	12	12	46		36	1	12	24	73	12	47	1	12	94	166
増強部隊合計		1	21	1	12	12	47	1	36	2	12	24	75	15	47	3	12	94	171	

備考 局警防本部の部隊の数字は、本部指揮救助隊及び特別装備隊の数を示す。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)